

## 名古屋議定書第2回締約国会議 決定

### (環境省仮訳)

#### 目次

- 2/1. 名古屋議定書に関する愛知目標 16 の達成に向けた進捗の評価
- 2/2. 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター（ABS クリアリングハウス）及び情報の共有（第 14 条）
- 2/3. 遵守委員会の報告（第 30 条）
- 2/4. 議定書の有効性の評価及び再検討（第 31 条）
- 2/5. 他の国際機関、条約及びイニシアチブとの協力
- 2/6. 資金供与の制度及び資金（第 25 条）
- 2/7. 「先住民の社会及び地域社会」という用語の使用
- 2/8. 能力の開発及び向上を支援する措置（第 22 条）
- 2/9. 普及啓発戦略の実施における進捗状況の報告
- 2/10. 地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組みの必要性及び態様（第 10 条）
- 2/11. 実施のための補助機関の運用法
- 2/12. 条約及びその議定書間の統合
- 2/13. 事務局の作業統合プログラム予算
- 2/14. 遺伝資源に関する塩基配列情報

## 2/1. 名古屋議定書に関する愛知目標 16 の達成に向けた進捗の評価

名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、

1. 名古屋議定書締約国に対し、適宜、名古屋議定書を実施するための体制構築や立法上、行政上又は政策上の措置をとることなどにより、名古屋議定書の効果的な実施に向けたさらなる手順を進め、同議定書に従い、秘密の情報の保護を妨げられることなく、あらゆる関連情報を ABS クリアリングハウスに提供することを強く促す；
2. 能力の開発及び向上の活動（例えば ABS 能力開発イニシアチブに規定されている技術訓練及び支援を含む。）及び、能力の開発及び向上を支援する措置（第 22 条）に関する決定 NP-1/8（名古屋議定書の効果的な実施をサポートする能力開発及び向上のための戦略的枠組みが含まれる。）に従って名古屋議定書の効果的な実施を支援するための資金の必要性を、繰り返し強調する；
3. 締約国及び他の政府に対し、適当な場合には、相互に補完的な方法で、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約<sup>1</sup>と名古屋議定書を実施するよう、招請する。

---

<sup>1</sup> United Nations, Treaty Series, vol. 2400, No. 43345.

## 2/2. 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター（ABS クリアリングハウス）及び情報の共有（第 14 条）

名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は

1. 事務局による、ABS クリアリングハウスの実施、及び ABS クリアリングハウスのための能力開発活動の進捗を、歓迎する；
2. ABS クリアリングハウスの今後 2 年間の実施及び運営の示唆的な目標及び優先事項に留意し<sup>2</sup>、ABS クリアリングハウスの関連する内容及び利用を増やすこと及び国連公用語 6 か国語による運営を可能にすることの重要性を、強調する；
3. 事務局に対し、ABS クリアリングハウスを実施する際に、財源が利用可能であることを条件に、運用の態様及び受領したフィードバック（特に締約国及び ABS クリアリングハウスの非公式諮問委員会からのもの。）に従い、パラグラフ 2 で言及した目標及び優先事項に従うよう、要請する；
4. 国際的に認められた遵守の証明書及びチェックポイントコミュニケに関する問題の進捗状況に留意し、国際的に認められた遵守の証明書及びチェックポイントコミュニケが、様々な状況（国境を越える又は共有された遺伝資源、遺伝資源に関連する伝統的な知識及びその他の遺伝資源の利用のモニタリングに関連する問題を含む。）でどのように機能するかについてのさらなる経験の必要性を、認識する；
5. 締約国に対し、許可証又はこれに相当するものを ABS クリアリングハウスに対して利用可能とするよう、強く促す。これにより、遺伝資源及び関連する伝統的な知識が情報に基づく事前の同意に従ってアクセスされ、相互に合意する条件が設定されているという証拠となる、国際的に認められた遵守の証明書が形成され、またこのことより、モニタリング及び遵守を推進し、かつ法的確実性に貢献する国際的に認められた遵守証明書の使用が増加する；
6. ABS クリアリングハウスの継続的な発展から生ずる、技術的及び実践的な問題（国際的に認められた遵守の証明書及びチェックポイントコミュニケに

---

<sup>2</sup> UNEP/CBD/NP/COP-MOP/2/3, annex II.

関するものを含む。)の解決について非公式諮問委員会が提供した技術的ガイダンスに対して、謝意を表明する。

7. 非公式諮問委員会は1回以上の会議を開催し、必要に応じて非公式のオンライン討論を行い、作業結果を名古屋議定書第3回締約国会合で報告することを決定する；

8. 事務局に以下を要請する：

(a) これまでの進捗、非公式諮問委員会からの助言並びにABSクリアリングハウスの実施及び運用に関して受領したフィードバック（特に締約国からのフィードバック）を考慮に入れ、ABSクリアリングハウスの運用の態様をさらに改善し、名古屋議定書第3回締約国会合における検討を可能とする；

(b) 上記(a)で言及されている態様の改善の一環として、ウェブ戦略<sup>3</sup>を考慮に入れ、条約のクリアリングハウスメカニズム、バイオセーフティクリアリングハウス並びにABSクリアリングハウスの、情報交換の仕組みに関する共同の運用の態様を作成し、両議定書及び条約に基づく仕組みの特定の機能を維持しつつ、中央の情報交換メカニズムにおける共通要素の実施及び運用の一貫性を拡充することを念頭に、第14回締約国会議、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第9回締約国会合及び名古屋議定書第3回締約国会合における検討を可能とする；

9. 議定書第31条に規定されている議定書の有効性評価及び再検討プロセスの一環として、ABSクリアリングハウスの実施及び運用を再検討することを決定する；

10. 締約国、非締約国並びに先住民の社会及び地域社会による、ABSクリアリングハウスにおいて情報を利用可能とするための努力を歓迎する；

11. 国レベルで利用可能な全ての必須の情報を、ABSクリアリングハウスに未だ公表していない締約国に対して、名古屋議定書第3回締約国会合までに既存の全ての情報がABSクリアリングハウスにおいて利用可能となることを目的に、

---

<sup>3</sup> 締約国会議決定 XIII/22 附属書

議定書第 14 条第 2 項の義務に従い、可能な限り速やかに情報を公表するとともに、公表した情報が完全かつ適切で最新の内容であることを確保するよう、強く促す；

12. 非締約国、国際機関、先住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者に対し、ABS クリアリングハウスに、可能な限り早く関連する情報を提供するよう、奨励する；

13. 事務局に対し、財源が利用可能であることを条件に、締約国及び非締約国、並びに、適当な場合には、先住民の社会及び地域社会並びに関係する利害関係者に技術的な支援を提供することにより、情報の公表及び、ABS クリアリングハウスの使用を奨励するよう、要請する；

14. 締約国、非締約国、国際機関、地域の開発銀行及びその他の金融機関に対し、締約国が ABS クリアリングハウスに積極的に参加するための資金を提供することを、招請する。

## 2/3. 遵守委員会の報告（第 30 条）

名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は

決定 NP-1/4 を想起し、

また、名古屋議定書の規定の遵守を促進し、不遵守の場合<sup>4</sup>に対応するための協力的な手続及び組織構造について規定し、議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に手続の規則を提出して検討及び承認を求めるよう遵守委員会に義務付けている、セクション B パラグラフ 8 を想起し、

第 1 回会議における遵守委員会の作業を歓迎し、報告書の附属書に含まれている推奨事項<sup>5</sup>（取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター及び情報共有並びに資金供与の制度及び資金を含む。）に注目し、

1. この決定に添付されている、名古屋議定書の遵守委員会の会議の手続規則を承認する；

2. 議定書の実施がまだ早期段階にあり、締約国が議定書を実施できるようにすることに注力することが重要であって、このため、遵守の仕組みを効果的に利用するための、議定書の規定の遵守に関連した課題に対応するための支援の必要性及びその態様について、まだ十分に評価できない点に、留意する；

3. 遵守委員会は、必要に応じて議定書の評価及び再検討に貢献するため、その任務の遂行及び議定書の実施におけるさらなる発展から得られる経験に照らし、将来の会議で決定 NP-1/4 のパラグラフ 2(b)に規定された支援の必要性及びその態様を再評価することを、決定する；

4. 締約国に対し、決定 NP-1/3 のパラグラフ 4(c)に沿って各国の暫定報告書を期限内に提出することを強く促し、議定書の実施に関連した困難及び課題についての情報を各国の暫定報告書に含めるよう、奨励する。

### 附属書

---

<sup>4</sup> 決定 NP-1/4、附属書。

<sup>5</sup> UNEP/CBD/NP/COP-MOP/2/4.

## 名古屋議定書に基づく遵守委員会の会議手続規則

以下の手続規則は、議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 1 回会議で採択され、決定 NP-1/4 の附属書に定められた、議定書の規定の遵守の促進、並びに不遵守の状況に対応するための協力的な手続及び組織構造に関するセクション B パラグラフ 8 の規定に従って、作成された。

### A. 目的

#### 規則 1

この手続規則は、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく遵守委員会の会合に適用され、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の決定 NP-1/4 に定められた規定されている手続及び仕組みとあわせて読まれるものとし、またこれを促進するものとする。

#### 規則 2

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の手続規則に必要な変更を加えて適用されている生物多様性条約の締約国会議の会合手続規則は、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書に基づく遵守委員会の全ての会合に、必要な変更を加えて適用されるものとする。ただし、本書及び決定 NP-1/4 に定められた規則に別途記載されている場合は除き、締約国会議の会合の手続規則の表示及び資格証明に関する規則 16～20 は適用されないものとする。

### B. 定義

#### 規則 3

本規則の目的上、

(b) 「議定書」は、生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書を意味する；

(c) 「締約国」は議定書の締約国を意味する；

(d) 「議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議」は、議定書第 26 条に規定された議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議を意味する；

(e) 「委員会」は、議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の決定 NP-1/4 によって設置された遵守委員会を意味する；

(f) 「議長」及び「副議長」はそれぞれ、決定 NP-1/4 の附属書のセクション B パラグラフ 9 及び本手続規則の規則 12 に従って選出された議長及び副議長を意味する；

(g) 「委員」は、決定 NP-1/4 の附属書のセクション B パラグラフ 2 に従って選出された委員会のメンバー、又は決定 NP-1/4 の附属書のセクション B パラグラフ 3 に従って選出された代理の者を意味する；

(h) 「先住民の社会及び地域社会の監視者」は、決定 NP-1/4 の附属書のセクション B パラグラフ 2 に従って選出された先住民の社会及び地域社会の代表者、又は決定 NP-1/4 の附属書のセクション B パラグラフ 3 に従って選出された代理の者を意味する；

(i) 「事務局」は、議定書第 28 条で言及されている事務局を意味する；

(j) 「遵守の手続及び仕組み」は、議定書の規定の遵守を促進し、議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 1 回会議で採択され、決定 NP-1/4 の附属書に規定されている不遵守の状況に対応するための、協力的な手続及び組織構造を意味する。

## C. 会合の日付及び通知

### 規則 4

委員会は、「遵守の手続及び仕組み」のセクション B パラグラフ 7 を念頭に、会合の日付と期間を決定するものとする。

#### 規則 5

事務局は可能な限り早く、いかなる場合においても会合が開始される予定の 6 週間前までに、委員会の全委員、並びに先住民の社会及び地域社会のオブザーバーに、会合の日付及び場所を通知するものとする。

### D. 議題

#### 規則 6

委員会の議題には、それぞれ遵守の手続、仕組み、及びその他の関連する問題に関するセクション C 及び D で指定されている任務及び手続きから生ずる項目を含めるものとする。

#### 規則 7

可能な範囲で、暫定的な議題は、補足文書とともに、事務局によって、委員会の全員並びに先住民の社会及び地域社会のオブザーバーに対して、少なくとも 4 週間前までに入手可能となる。

### E. 情報の配布と検討

#### 規則 8

1. 委員会は、遵守の手続及び仕組みに関するセクション D パラグラフ 1 に基づき提出物を受領した場合、又は遵守の手続き及び仕組みに関するセクション D パラグラフ 9(b)に基づき直接影響を受ける先住民の社会及び地域社会が情報を提供した場合、事務局によって速やかに通知される。
2. 遵守の手続及び仕組みに関するセクション D に規定されている手続に従い、遵守の手続及び仕組みに関するセクション D に基づいて受領された提出物及び情報は、事務局によって委員会に転送される。

3. 遵守の手續及び仕組みに関するセクション D で言及されているとおり、締約国からの提出物、返答及び情報は、国連公用語 6 ヶ国語のいずれかひとつで作成されるものとする。事務局は、英語以外の国連公用語で提出されたものについては、英語に翻訳するよう手配するものとする。

#### F. 文書及び情報の公表及び機密性

### 規則 9

2. 暫定的な議題、会議の報告、公式文書、その他の情報文書は公的に入手できるようにする。これらの文書には機密情報は含まないものとする。

3. 委員会、締約国、その他の審議に参加するいかなる者も、機密情報を保護するものとする。

#### G. 委員及び先住民の社会及び地域社会のオブザーバー

### 規則 10

委員、並びに先住民の社会及び地域社会のオブザーバーの就任期間は、選出直後の暦年の 1 月 1 日に始まり、その 4 年後の 12 月 31 日に終了するものとする。

### 規則 11

1. 委員会の各委員並びに先住民の社会及び地域社会のオブザーバーは、委員会が検討している問題のいずれについても利益相反を回避する。委員又は先住民の社会及び地域社会のオブザーバーが、利益相反に直面していると自ら判断した場合、当該委員又は先住民の社会及び地域社会のオブザーバーは、特定の問題について検討する前に委員会にその旨を知らせるものとする。該当する委員又は先住民の社会及び地域社会のオブザーバーは、かかる問題に関する委員会の審議及び意思決定に参加しないものとする。

2. 「利益相反」とは、以下の可能性がある現実の利益を指す：

(b) 委員会の委員又は先住民の社会及び地域社会のオブザーバーとしての個人の客観性が著しく損なわれる；

- (c) いずれかの個人又は組織に不当な利益が生ずる。

## H. 役員

### 規則 12

1. 遵守の手続及び仕組みに関するセクション B パラグラフ 9 に規定されているとおり、委員会は議長及び副議長を選出する。議長及び副議長は国連の 5 つの地域グループ間で持ち回る。本手続規則 10 に基づき、後継者が就任するまでこれらの職務を遂行するものとする。
2. 議長及び副議長は 2 年の就任期間で選出されるものとする。連続して 2 期を超えて役員を務めないものとする。

## I. 事業の遂行

### 規則 13

委員会の作業上の言語は英語とする。委員会は、国連の他の公用語で締約国による介入に対応する可能性がある。

### 規則 14

委員会は、検討中の問題の非公式な諮問を行う目的上及び意思決定（議定書の規定の遵守及び非遵守の問題に関連する提出物のような本質的な決定を除く。）のため、電子的な通信手段を使用することがある。

## J. 手続規則の改正

### 規則 15

手続規則のあらゆる改正は、委員会が作成し、議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に提出し、検討及び承認を求めるものとする。

## K. 議定書及び決定 NP-1/4 の権限の無効化

### 規則 16

本規則の規定と議定書又は決定 NP-1/4 の規定との間で矛盾がある場合は、議定書又は決定 NP-1/4 の規定を優先するものとする。

## 2/4 議定書の有効性の評価及び再検討 (第 31 条)

名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は

名古屋議定書の第 31 条を想起し、

また、議定書第 29 条及び決定 NP1/3 の監視及び報告の義務を想起し、

1. この決定の附属書に記載されている要素に基づき、議定書の最初の評価及び再検討を行うことを決定する；

2. 議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 3 回会合の 12 ヶ月前までに、各国の暫定報告書を提出するよう、締約国に強く促し、その他の政府に招請する；

3. 事務局に以下を要請する。(A) 追加的な情報のあらゆる必要性（取得の機会及び利益の配分に関する国の中央連絡先及び/又は利用者の、的を絞った調査の検討を含む）を評価する、(b) 議定書の有効性の最初の評価と再検討の根拠として、関連情報の分析及び統合を準備する、(c) 名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が、その第 3 回会合において、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書に基づく評価及び再検討プロセスの経験に関する情報を、利用できるようにする；

4. さらに、事務局に対して、第 2 回目及びそれ以降の評価及び再検討において、最初の評価に含まれていた要素の準備を考慮に入れつつ、議定書の目標達成の進捗状況を測定する根拠として指標の枠組みを作成するよう、要請する；

5. 遵守の一般的な問題に関する情報及び所見、並びに議定書の実施に関する課題への対応を支援するための推奨事項という形式で、議定書の最初の評価と再検討にインプットを提供するよう遵守委員会に要請する；

6. 実施に関する補助機関に対し、第 2 回会合において、遵守委員会からのインプットを考慮に入れ、事務局が提出した情報の分析及び統合並びに指標の枠組みの草案を再評価し、議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 3 回会合において検討できるよう、所見及び推奨事項を提出することを、要請する；

7. 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターにおいて情報を公表し、この情報が議定書の最初の評価及び再検討において利用可能とすることを、締約国に対して強く促し、他の政府、関連機関並びに先住民の社会及び地域社会に対して奨励する。

附属書

議定書の最初の評価及び再検討に含める要素及び情報源

要素	情報源
(a) 議定書の規定の実施及び締約国の関連のある義務の範囲（議定書を実施するための組織構造並びに取得の機会及び利益の配分の措置を設定する際の締約国の進捗状況の評価を含む。）	<p>暫定国別報告書</p> <p>取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター</p> <p>条約に基づく各国の報告書</p> <p>生物多様性国家戦略及び行動計画</p> <p>国の中央連絡先及び/又は利用者の、的を絞った可能な調査</p>
(b) 効果を測定するための基準点の設定	<p>暫定国別報告書(質問 13, 15, 16, 18, 24, 35, 46<sup>6</sup>)</p> <p>取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター</p>

<sup>6</sup> 締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の監視及び報告に関する決定 NP-1/3（第 29 条）、附属書 II

要素	情報源
(c) 実施のために利用可能な支援に関する基準点の設定	<p>暫定国別報告書(質問 56, 57, 61, 62, 63<sup>7)</sup>)</p> <p>取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター</p> <p>能力開発プロジェクト及び資源に関する情報</p>
(d) 第 18 条の有効性の評価 (実施の範囲)	暫定国別報告書(質問 31-34 <sup>8)</sup> )
(e) 特に世界知的所有権機関 (WIPO) のような他の関係のある国際機関の発展を考慮した第 16 条の実施の評価	<p>暫定国別報告書 (質問 25<sup>9)</sup>)</p> <p>特に WIPO 知的財産並びに遺伝資源、伝統的な知識及びフォークロアに関する政府間会合の報告書</p>
(F) 契約の条項のひな型、行動規範、指針、最良の実例及び基準、並びに先住民の社会及び地域社会の慣習法、慣例及び手続の使用の実績調査	<p>暫定国別報告書 (質問 42 and 51-53<sup>10)</sup>)</p> <p>取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター</p> <p>国の中央連絡先及び/又は利用者の、的を絞った可能な調査</p>

<sup>7</sup>同書<sup>8</sup>同書<sup>9</sup>同書<sup>10</sup>同書

要素	情報源
<p>(g) 取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターの実施及び運営の再検討。入手可能となっている ABS 措置の数、権限のある当局に関して情報を公表した国の数、国際的に認められた遵守の証明書の構成件数、公表されたチェックポイント指定件数を含む。</p>	<p>暫定国別報告書（質問 3<sup>11</sup>）</p> <p>取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター（ヘルプ機能/ダイアログボックスの使用に関する情報を含む）</p> <p>取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに関する非公式諮問委員会の会議の報告書</p> <p>国の中央連絡先及び/又は利用者の、的を絞った可能な調査</p>

---

<sup>11</sup>同書

## 2/5. 他の国際機関、条約及びイニシアチブとの協力

名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は

取得の機会及び利益の配分に関する問題について、他の国際機関、条約及びイニシアチブと協力する重要性を認識し、事務局が実施する協力のための活動（特に、実施中の、普及啓発及び能力開発活動を通して名古屋議定書の締結と実施を支援するための協働）を歓迎し、

名古屋議定書の第4条及び第8条を想起し、

また、議定書の締約国は取得の機会及び利益の配分に関する他の国際的なフォーラムにおける実施中の作業を認識し、取得の機会及び利益の配分に関する国際的な協定が条約の目標を達成するために相互に補完的であるべき旨を認識する名古屋議定書の前文を想起し、

さらに、議定書の締約国は、世界保健機関の国際保健規則（2005年）及び公衆衛生の準備及び対応の目的上、ヒト病原体へのアクセスを確保する重要性に留意するという名古屋議定書の前文を想起し、

福利のための生物多様性の保全及び持続可能な利用の主流化に関するカンクン宣言を歓迎し、<sup>12</sup>

1. 事務局に対し、“名古屋議定書の実施及び病原体の共有：公衆衛生への影響”に関する調査を実施する世界保健機関のイニシアチブに留意し、その結果について世界保健機関と連絡を取り、締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第3回会合における検討のために、研究に関する情報を送ることを、要請する；

2. 事務局に対して、名古屋議定書（第8(b)条を含む）の実施に関する報告書において締約国が提供した関係する情報を、世界保健機関と共有するよう、要請する；

3. さらに事務局に対し、第4条4項の文脈において、資源が利用可能であることを条件に、取得の機会及び利益の配分の国際的な専門文書を構成する要素が何か、また、このような文書を認識するために可能な手続は何かを特定するた

---

<sup>12</sup> UNEP/CBD/COP/13/24.

めに、使用しうる基準について調査を行い、締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が第3回会合において検討する前に、実施に関する補助機関がさらなる検討を行えるよう、研究を参照することを、*要請する*；

4. さらに事務局に対して、適当な場合には、世界保健機関、世界知的所有権機関、国連食糧農業機関の食料農業遺伝資源委員会、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約、CGIAR センター等における、関係する実施中のプロセス及び政策の議論に引き続き参加し、遺伝資源に関する塩基配列情報<sup>13</sup>の使用と、遺伝資源の利用から生ずる取得の機会及び利益配分との関係についての現在の議論に関する情報を収集し、締約国会議の決定 XIII/16、パラグラフ(a)で言及されている意見の編纂への関与の過程において収集された関連情報を含めるよう、*要請する*；

5. 能力開発イニシアチブ及び経験の共有を通じ、国レベルで遺伝資源及び関連する伝統的な知識に関する取得の機会及び利益配分の問題について作業を行っている締約国、及び関係する国際機関の間の協力を、*促進する*。

---

<sup>13</sup> 用語については、決定 XIII/16 で言及されている研究及び専門家グループにおいてさらなる議論が行われる。

## 2/6. 資金供与の制度及び資金（第 25 条）

名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は

地球環境ファシリティ評議会の報告書に記載されている取得の機会及び利益の配分に関する名古屋議定書の実施の情報を考慮に入れ、<sup>14</sup>

また、地球環境ファシリティの第 7 次増資において条約及びその議定書の実施に必要な資金に関する詳細な評価にかかる専門家チームの報告書における、遺伝資源の取得の機会及び利益の配分に関する情報も検討し、<sup>15</sup>

1. 名古屋議定書の締結及び実施を支援するためのプログラムの優先事項に係る指針に関するこれまでの決定（特に決定 XI/5、附属書、補遺 I、パラグラフ 1、及び決定 XII/30 パラグラフ 18）を念頭に、名古屋議定書に係るこれまでにまとめられた指針に留意する。<sup>16</sup>

2. 締約国会議が、第 13 回会合において、資金供与の制度に関するその決定に、以下の要素を含めるよう推奨する。

(a) 地球環境ファシリティ信託基金の第 7 次増資のためのプログラム優先事項の、4 年間（2018～2022 年）の結果重視の枠組みに含める要素は以下のとおり：

- (i) 名古屋議定書の締約国の増加数；
- (ii) 名古屋議定書を実施するため、取得の機会及び利益の配分に関する立法上、行政上、又は政策上の措置を採択した国の増加数（特に、また適当な場合には、他の関係する国際的な合意との相互実施の措置、国境を越えた遺伝資源及び関連する伝統的な知識に関する調整、及び又は国際的に認められた遵守の証明書を発行する手続を含む。）；

<sup>14</sup> UNEP/CBD/COP/13/12/Add.1.

<sup>15</sup> UNEP/CBD/COP/13/12/Add.2.

<sup>16</sup> UNEP/CBD/COP/13/12, annex I, section B.

(iii) 締約国は、国別報告書並びに取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターを介する関係する情報の提出により、議定書に基づく報告の義務を果たす；

(b) 名古屋議定書に関してこれまでにまとめられた指針の一環として<sup>16</sup>、地球環境ファシリティの第7次増資における資金調達に関する適格性基準の新たな移行条項は、次の通り採択される：

「条約締約国であって、議定書の締約国になるという明確な政治的コミットメントを提供している開発途上国（特にこれらの締約国のうち後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国も、締約国になるための国家的な措置及び組織的な能力の開発のために、地球環境ファシリティによる資金調達の資格を得られるものとする。これらの政治的コミットメントの証拠は、示唆的な活動及び予想されるマイルストーンとあわせて提出される、出資された活動の完了後に当該国が名古屋議定書の締約国になる意思を示す大臣から事務局への公式な保証書の形式による。」

(c) 条約に基づく資金供与の制度の第5回有効性評価において採択される予定の付託事項として名古屋議定書を検討すること、及び、条約に基づく資金供与の制度の第5回有効性評価に向けた調査に、積極的に回答するよう名古屋議定書の締約国に対して推奨すること。

## 2/7. 「先住民の社会及び地域社会」という用語の使用

名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、

「先住民の社会及び地域社会」という用語の使用に関する生物多様性条約締約国会議の決定 XII/12 F を、必要な変更を加えて、適用することを決定する。

## 2/8. 能力の開発及び向上を支援する措置 (第 22 条)

名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、

決定 NP-1/8 を想起し、

名古屋議定書の実施を支援する能力の開発は、需要に基づいたものであって、的を絞った、実践的な、他の既存の活動を補完するものであるべきであることを認識し、

国のニーズ及び期待を既存の資源に適合させることの重要性に留意し、

議定書を支援する作業を行っている様々な主体間のパートナーシップが、議定書の実施に向けた包括的なアプローチを促進するうえで欠かせないことを認識し、

取得の機会及び利益の配分に関する能力の開発に対する ABS 能力開発イニシアチブ、国際開発法機構、国際自然保護連合、国連開発計画、国連環境プログラム等の様々な機関及びイニシアチブの貢献を歓迎し、

1. 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書<sup>17</sup>の実施のための能力の開発及び向上の戦略的枠組みの実施における進捗状況の報告に留意し、事務局に対し、各国が配分された予算を使用して国レベルで実施する能力向上イニシアチブについて、将来の戦略的枠組みの実施に関する進捗状況報告書に含めるよう、要請する；

2. 締約国、他の政府及び関係する機関に対し、戦略的枠組みを実施する努力を拡張し、自らの能力開発イニシアチブに関する情報（新たな経験、最良の実例及び教訓、並びに取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターを介した能力開発を含む。）について、関係する共通の様式を用いて共有するよう、招請する；

---

<sup>17</sup> UNEP/CBD/NP/COP-MOP/2/8 を参照。

3. 会期間に開催された、名古屋議定書実施のための能力開発に関する非公式諮問委員会の会議報告書に、留意する。<sup>18</sup>

4. 非公式諮問委員会は、1回以上の会議を開催し、必要に応じてオンライン協議を行い、任務を完了して作業結果を名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国の第3回会議で報告することを決定する；

5. 取得の機会及び利益の配分に関する複数の実施中の能力の開発及び向上のイニシアチブを有する締約国及び他の政府に対して、相補性を確保し、不要な重複を避けるために、関係する開発パートナー及び機関と協力して当該イニシアチブを評価するよう、招請する；

6. 締約国及び関係する機関に対し、取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センター及び名古屋議定書の能力の開発に関する非公式諮問委員会等が作成した既存のツール及び仕組みを利用し、かつ、重複を回避又は最小化するため、取得の機会及び利益の配分に関する既存の能力育成イニシアチブの間のコミュニケーション、調整、協働を強化するよう、招請する；

7. 締約国並びに先住民の社会及び地域社会に対し、開発されたツール（バイオブリッジイニシアチブに基づくものを含む。）を活用し、能力の開発及び向上のニーズを分析し、適合する可能性のある名古屋議定書の実施に関する支援の既存の機会を求めて、関係する支援要請を提出するよう、招請する；

8. 事務局に対し、能力の開発及び向上イニシアチブの経験及び教訓に関する情報を引き続き収集、編集し、これをどのようにまとめ、広め、将来の能力開発イニシアチブの設計及び実施の改善を支援するかについて、非公式諮問委員会の助言を求めるよう、要請する；

9. さらに事務局に対し、資源が利用可能であることを条件に、本書の附属書のほか、締約国会議の決定 XIII/23 に添付されている条約及びその議定書の実施に関する能力開発を拡張し支援するための短期行動計画（2017～2020年）に記載されているように、名古屋議定書の締結及び実施を支援する能力開発活動をさらに実行し、促進することを要請する。

---

<sup>18</sup> UNEP/CBD/NP/COP-MOP/2/INF/4 及び UNEP/CBD/NP/COP-MOP/2/INF/5。

10. さらに事務局に対し、非公式諮問委員会の助言を求めて、決定 NP-1/8、パラグラフ 10(f)に従い、名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第 3 回会合における検討のため、戦略的枠組みの評価のための要素を会期間に準備することを、要請する。

## 附属書

条約及びその議定書の実施に関する能力開発を拡張し支援するための短期行動計画（2017～2020年）

C: 取得の機会及び利益の配分に関する名古屋議定書の効果的な実施のための能力開発活動（愛知生物多様性目標 16 を含む）<sup>19</sup>

活動	COP-MOP 決定	タイムライン	期待されるアウトプット／結果	考えられる指標	考えられるパートナー
1. * 名古屋議定書の効果的な実施のための能力の開発の戦略的枠組みの実施を支援	NP-1/8	2017-2020 継続中	名古屋議定書の締結及び実施の能力の強化  議定書を実施する能力を構築できるよう締約国及び IPLC を支援する組織の特定及び関連付け	この計画に基づく能力開発に参加し、新しく名古屋議定書を締結又は加入した国の数  ABS-CH を介して国別情報を利用可能とした国の数	GEF、UNEP、UNDP、FAO、ITPGRFA、ABS-I、IUCN、国際生物多様性センター、IDLO、SPREP、ACB、CARICOM、COMIFAC、UNCTAD、IPLC、その他の機関

<sup>19</sup> 優先的な活動は網掛けになりアスタリスクが付けられている。

活動	COP-MOP 決定	タイムライン	期待されるアウトプット／結果	考えられる指標	考えられるパートナー
			<p>戦略的枠組みの実施における組織との協働及び協調の強化</p> <p>ABS 情報交換センター (ABS-CH) を介し、ABS の能力開発、イニシアチブ、機会、ニーズ及びギャップに関する情報が締約国及び機関に提供される</p> <p>締約国及び機関が、ABS 能力開発活動から得た情報、経験及び教訓を積極的に共有する</p>	<p>ABS 能力開発への参加が特定され、関連付けられた組織の数</p> <p>関係する機関及び能力開発の提供者が実施した活動への参加者の満足度を測定するために収集されたフィードバック</p> <p>ABS-CH を介して利用可能になった能力開発イニシアチブ及び能力開発資源の数</p>	

活動	COP-MOP 決定	タイムライン	期待されるアウトプット／結果	考えられる指標	考えられるパートナー
			非商業研究を行う機関及び主体の能力 <sup>20</sup> 増進	ニーズ及びギャップを特定した国別報告書を提出した国の数  ABS-CH で利用可能な、非商業目的の国際的に認められた遵守の証明書及びチェックポイントコミュニケの件数	
2. * 名古屋議定書を実施する法的な枠組みの設定に関して IDLO と共同で開催し	NP-1/8	2017-2020	地域的な及び／又は小地域的なトレーニングワークショップの開催	ABS 枠組み及び組織構造を設定している、又は設定するプロセスを開始している、又は改正中の、参加国の数	IDLO、ABS-I、その他（適宜）

<sup>20</sup> 名古屋議定書を遵守する能力。

活動	COP-MOP 決定	タイムライン	期待されるアウトプット／結果	考えられる指標	考えられるパートナー
たトレーニングワークショップをより多くの締約国に拡張			議定書を実施するための ABS 措置の策定／改正にかかる政府職員のトレーニング	8 件の地域的及び／又は小地域的トレーニングワークショップを開催  議定書を実施するための ABS 措置の策定／改正のために、少なくとも 160 人の政府職員がトレーニングを受ける	
3. *生物多様性関連法のオンライングローバルネットワークを継続的に支援し、その中で、名古屋	NP-1/8	2017-2020	ABS 法律専門家が生物多様性関連法グローバルネットワークを介して締約国に提供したフォローアップ支援	ABS 法律専門家の生物多様性関連法グローバルネットワークを使用している参加者の数	IDLO、その他（適宜）

活動	COP-MOP 決定	タイムライン	期待されるアウトプット／結果	考えられる指標	考えられるパートナー
<p>屋議定書を実施するための法的な枠組みの確立に関するトレーニングの参加者が、更新された資源や最新のニュースにアクセスし、ピアツーピアの学習を続けられる</p>			<p>締約国及び関係する機関が ABS の実施から得られる情報、経験及び教訓を共有</p>	<p>ABS 法律専門家の生物多様性関連法グローバルネットワークを介して学んだ教訓又は共有した経験に関する資源の数</p>	
<p>4. * ITPGRFA との相互に補完的な方法での名古屋議定書の実施に関する能力開発活動に引き続き貢献する（ワークショップ及び</p>	<p>NP-1/8</p>	<p>2017-2020</p>	<p>ABS 及び ITPGRFA の国の中央連絡先の、2つの文書の実施を調整する能力が構築される</p>	<p>双方の条約を実施するため、相互に補完的な ABS 措置を使用している締約国の数</p> <p>相互に補完的な実施を強化する交換（ワーク</p>	<p>ITPGRFA、国際生物多様性センター、ABS-I、その他（適宜）</p>

活動	COP-MOP 決定	タイムライン	期待されるアウトプット／結果	考えられる指標	考えられるパートナー
資料の作成を含む)				ショップ、研究及び経験) の件数	
5. * 引き続き、要請に応じて技術的な支援を締約国に提供し、能力開発及びアウトリーチ活動 (ABS-CH への参加を促すための、ウェビナー、ビデオ、プレゼンテーションを含む) を企画する	NP-1/2	2017-2020	特に締約国、非締約国、先住民の社会及び地域社会並びにその他の利害関係者が、情報を公表し、ABS-CH を効果的に利用できる  ABS-CH における国別情報の公表のレベルが上昇	実施された能力開発活動の件数及びタイプ  参加国の数  参加している個人の数  ABS-CH の訪問者数   能力開発及びアウトリーチ活動の参加者の満足度を測定するために収集されたフィードバック	その他のパートナー (適宜)

活動	COP-MOP 決定	タイムライン	期待されるアウトプット／結果	考えられる指標	考えられるパートナー
				ABS-CH において利用可能な記録の件数及びタイプ	
6. * 引き続き、トレーニング及びサイドイベントの開催、締約国の開催する会議における ABS-CH セッションの促進、並びに ABS-CH トレーニング資料の翻訳及び更新により、ABS-CH の利用に関する能力の開発を支援する	NP-1/2	2017-2020	締約国、非締約国、先住民の社会及び地域社会並びにその他の利害関係者が、ABS-CH に効果的に参加し、かつ利用できる	ABS-CH に関して作成され、利用可能となったトレーニング資料の数  国連の公用語 6 ヶ国語での ABS-CH トレーニング資料の可用性  ABS-CH について入手できる記録の件数及びタイプ	

活動	COP-MOP 決定	タイムライン	期待されるアウトプット／結果	考えられる指標	考えられるパートナー
7. *コミュニケーターを訓練し、2015～2016年に作成されたABS啓発ツールキットを広める（地域的及び小地域的なABS啓発活動への参加を通じることを含む。）	NP-1/9	2017-2020	ABS コミュニケーターが、ABS 啓発ツールキットの使用に関して訓練を受ける  締約国及び関係者がツールキットにアクセスし使用し、名古屋議定書の啓発戦略を実施	広められたツールキットの数  訓練を受けたコミュニケーターの人数	ABS-I、その他（適宜）
8. * 名古屋議定書を実施する法的な枠組み確立に関して締約国を支援するため、IDLO と共同で作成した 8 つの E ラーニングモ	NP-1/8	2019-2020	2015～2016年に作成された E ラーニングモジュールを最新の状態に維持し、最新の ABS 措置の発展及び国の経験を反映	更新された E ラーニングモジュールの数	IDLO、その他（適宜）

活動	COP-MOP 決定	タイムライン	期待されるアウトプット／結果	考えられる指標	考えられるパートナー
ジュールを更新する			議定書を実施するための ABS 措置を作成／改正するための締約国の能力の強化		

## 2/9. 普及啓発戦略の実施における進捗状況の報告

名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は

1. 普及啓発戦略の実施における進捗状況に留意する；
2. 第 13 回締約国会議において採択された、世界的なコミュニケーション戦略の枠組みに関する決定 XIII/22 を、歓迎する；<sup>21</sup>
3. 事務局に対し、決定 NP-1/9 の附属書に記載されている優先度の高い活動を実行することにより、引き続き普及啓発戦略の実施を支援し、その結果として生ずるツール及びリソースを取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターを介して利用可能とするよう、要請する；
4. 事務局に対し、条約及び二つの議定書の間での啓発及びコミュニケーション戦略が一貫性を確保できるような方法で、活動を実施すること要請する；
5. さらに事務局に対して、文化的に適切な方法によって、普及啓発戦略におけるあらゆる優先度の高い活動の実施において、先住民の社会及び地域社会が十分かつ積極的に参加できるように努力することを、要請する；
6. 締約国、非締約国及び他の関係する主体に対し、その普及啓発活動の実施において、第 13 回締約国会議で採択された世界的なコミュニケーション戦略の枠組みに関する決定 XIII/22 を考慮するよう、招請する；
7. 締約国、非締約国及び他の関係する主体に対し、決定 NP-1/9 の附属書に記載された優先度の高い活動に従って、普及啓発活動を実施し、取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターを介して普及啓発戦略及びリソースに関する情報を利用可能とすることを、招請する；
8. 普及啓発における、ABS 能力開発イニシアチブ、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約 <sup>22</sup>、国際開発法機構及びその他の関連機関の

---

<sup>21</sup> UNEP/CBD/NP/COP-MOP/2/9 を参照。

<sup>22</sup> <ftp://ftp.fao.org/docrep/fao/011/i0510e/i0510e.pdf>

継続的な関与を歓迎し、これらの組織、特に国レベルの普及啓発アプローチの一貫性及び相乗効果の実現を、要求する；

9. 事務局に対し、名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第3回会合における検討のため、普及啓発戦略の実施における進捗の更新情報を提供することを、要請する。

## 2/10. 地球規模の多数国間の利益の配分の仕組みの必要性及び態様 (第 10 条)

名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は

名古屋議定書第 10 条をまた想起し、

遺伝資源に対する国の主権を想起し、

提供国となる締約国が別段の決定を行わない限り、遺伝資源及び関連する伝統的な知識の取得の機会及び利用は、情報に基づく事前の同意を必要とするものであり、相互に合意する条件に従って利益が配分されるという、名古屋議定書に規定されている取得の機会及び利益配分の既定の二国間のアプローチを認識し、名古屋議定書第 10 条で言及されているように、二国間のアプローチが実現されない状況が有りうることをさらに認識し、

国境を越えた状況で存在する又は情報に基づく事前の同意を与える若しくは入手することができない、遺伝資源及び関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に対処するため、地球規模の多数国間の利益の配分の仕組みの必要性及び態様について検討することに締約国が同意したことを想起し、

国連総会、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約、WIPO 知的財産及び遺伝資源、伝統的知識並びにフォークロアに関する政府間委員会、世界保健機関、南極条約等、他の国際的なプロセス及び機関での進展に留意し、

4. 名古屋議定書の実施に関する更なる情報及び経験（第 10 条に基づく審議に向けた情報提供のために必要なものを含む。）が必要である点を、認識する；

5. 名古屋議定書に基づき、全ての必須の情報を取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターにおいて利用可能とするという義務を、締約国に再認識させる；

6. 先住民の社会及び地域社会が保有する遺伝資源について、伝統的な知識に関する議定書の規定の実施に関して利用可能な情報が限定的であることを認識し、また、締約国に対し、暫定国別報告書の準備及び提出にあたって、先住民の社会及び地域社会の十分かつ積極的な参画を得て、かかる情報の提供に特別な注

意を払うよう招請し、さらに実施に関する補助機関及び名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第3回会合において検討するために、当該情報をまとめるよう事務局に要請する；

7. 締約国、他の政府、先住民の社会及び地域社会並びに利害関係者に対し、生息域外を含め、遺伝資源及び関連する伝統的な知識に関して情報に基づく事前の同意を与える若しくは入手することができない状況があれば、その実践的な経験等の情報を提出するよう招請し、事務局に対し、実施に関する補助機関及び名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第3回会合において検討するために、当該情報をまとめるよう、要請する；

8. さらに締約国、その他の政府並びに先住民の社会及び地域社会に対し、第10条に関する今後の見通しを提出するよう招請し、事務局に対し、実施に関する補助機関及び名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第3回会合において検討するために、当該情報をまとめるよう、要請する；

9. 事務局に以下を要請する：

(a) 第10条に関連し、暫定国別報告書及び取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターを介して提供された情報を、統合する；

(b) 第10条に関する将来の議論に情報を提供するという観点から、関連する国際的なプロセス及び組織における進展について、利用可能な情報をまとめる；

(c) 実施に関する補助機関及び名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第3回会合で検討するために、当該情報を提出する；

10. 実施に関する補助機関に対し、地球的規模の多数国間の利益の配分の仕組みの必要性について調べ、名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第3回会合における検討のために提案を行うよう、要請する。

## 2/11. 実施のための補助機関の運用法

名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は

1. 決定 XIII/25 において締約国会議が採択した実施のための補助機関の運用方法を承認する。
2. 実施のための補助機関が名古屋議定書のための役割を果たすときは、当該機関の運用方法は、必要な変更を加えて適用すべきであると決定する。

## 2/12. 条約及びその議定書間の統合

名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は

1. 第3回及び第4回会合における、同時会議を開催した経験を評価するために、以下の基準を使用することを決定する：

(a) 開発途上締約国（特にこれらの締約国のうち後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国の代表者は、名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に十分かつ積極的に参加すること；

(b) 名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の成果の効果的な発展；

(c) 条約及びその両議定書間の、更なる統合；

(d) 費用対効果；

(e) 条約及び両議定書の国内の中央連絡先の間で協議、調整、相乗効果が改善されたと報告する締約国の数；

(f) 開催国政府による、同時会議のロジスティック及び技術面の負担に関する評価；

2. 先進国の締約国に対し、開発途上締約国（特にこれらの締約国のうち後発開発途上国及び島嶼国）及び移行経済締約国の代表者が、同時会議に十分かつ効果的に参加できるよう、関連する任意の信託基金への拠出を増やすよう、求める。

## 2/13. 事務局の作業統合プログラム予算

遺伝資源の取得の機会及び利益配分に関する名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は

その決定 I/13 及び生物多様性条約の締約国会議の決定 XII/32、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の決定 VII/7 を想起し、

1. 生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書、取得の機会及び利益の配分に関する名古屋議定書の作業と予算の統合プログラムを採用することを決定する；

2. また、条約、カルタヘナ議定書、名古屋議定書の間で 2017～2018 年の 2 年間、事務局のサービスに関する全費用を 76:16:8 の割合で共有することを決定する；

3. 取得の機会及び利益の配分に関する名古屋議定書の中核的な (BB) プログラムの予算として 2017 年は 1,468,900 米ドル、2018 年は 1,503,500 米ドルを承認する。以下の表 1a 及び 1b に記載されている目的上、これは、条約及び議定書の 2017 年の統合予算 18,361,600 米ドル及び 2018 年の統合予算 18,794,200 米ドルの 8 パーセントに当たる；

4. 以下の表 3 に記載されているように 2017 年と 2018 年の費用の割当については評価スケールを採用する；

5. 例外的に、2017 年 12 月 31 日以前に名古屋議定書が施行される締約国全てを含むよう 2018 年の評価スケールを改正することを事務局長に許可する；

6. 条約及びその議定書 (BE、BH、BX) の承認済みの活動を支援するため、自主的な追加拠出金のための信託基金の合併を支持することを決定する。これにより、複数の協定書をターゲットにしたプロジェクトでリソースを使用できるようになる。この点について、活動に関する新しい自主的な拠出金は BE 信託基金に入れるべきである。また、合併した信託基金の名称を「生物多様性条約及びその議定書の追加承認活動を支援する拠出金の特別自主信託基金」に変更するため、国連環境総会の承認を求めるよう国連環境計画の事務局長に要請する；

7. 以下の表 2 に記載されている、取得の機会及び利益の配分に関する名古屋議定書の承認済み活動を支援する追加自主拠出金のための特別自主信託基金（BX 信託基金）の 2017～2018 年の資金見積書を認める；

8. 取得の機会及び利益の配分に関する名古屋議定書の承認済み活動を支援する追加自主的拠出金の特別自主信託基金（BX 信託基金）は 4 年間延長し（2018 年 1 月 1 日に始まり 2021 年 12 月 31 日に終了）、事務局長が信託基金の行政上の終了を処理できるようにすべきである点に留意し、この延長について国連環境総会の承認を求めるよう国連環境計画の事務局長に要請する；

9. 締約国会議の決定 XIII/32 の第 4、第 6～20 項及び第 24～47 項は必要な変更を加えて適用することを決定する。

表 1a. 生物多様性条約及びその両議定書の 2 年間統合信託基金予算 (2017~2018 年)

支出	2017 (US\$000)	2018 (US\$000)	合計 (US\$000)
<b>I. プログラム</b>			
事務局長室	2,114.2	2,215.1	4,329.3
科学・政策支援	5,156.9	5,252.6	10,409.5
主流化、協力、アウトリーチ支援	2,057.1	2,098.8	4,155.9
実施支援	2,838.2	3,322.7	6,160.9
事務、財務、会議サービス	3,974.1	3,742.9	7,716.9
<b>小計 (I)</b>	<b>16,140.5</b>	<b>16,632.1</b>	<b>32,772.5</b>
<b>II. プログラム支援料金 (13%)</b>	<b>2,098.3</b>	<b>2,162.2</b>	<b>4,260.4</b>
<b>合計 (I + II)</b>	<b>18,238.8</b>	<b>18,794.2</b>	<b>37,033.0</b>
<b>III. 運転資金準備金</b>	122.8		122.8
<b>合計 (II + III)</b>	<b>18,361.6</b>	<b>18,794.2</b>	<b>37,155.8</b>
統合予算の名古屋議定書の分担 (8%)	1,468.9	1,503.5	2,972.5
準備金からの運転資金の補充 (8%)	(9.8)		(9.8)
受入国からの拠出金を差し引く (8%)	(98.1)	(98.5)	(196.6)
UNEP事務局長に付与する金額を除外 (8%)	(12.0)	(19.6)	(31.6)
前年度からの保留分を差し引く (8%)	(47.8)	(47.9)	(95.7)
<b>合計額 (締約国で分担する金額)</b>	<b>1,301.3</b>	<b>1,337.5</b>	<b>2,638.8</b>

表 1b. 生物多様性条約及びその両議定書の 2 年間統合信託基金予算（支出の目的別）

支出		2017 (US\$000)	2018 (US\$000)	合計 (US\$000)
A.	スタッフ費用	11,329.4	11,586.0	22,915.4
B.	事務局会議	150.0	215.0	365.0
C.	公用の出張	450.0	400.0	850.0
D.	コンサルタント・下請け契約	75.0	75.0	150.0
E.	会議 <sup>1/2/3/</sup>	1,416.8	2,016.8	3,433.6
F.	啓発資料	50.0	50.0	100.0
G.	一時的な支援・超過勤務	100.0	100.0	200.0
H.	賃貸料及び関連費用	1,239.7	1,257.6	2,497.3
I.	一般営業費	979.6	726.6	1,706.2
J.	トレーニング	5.0	5.0	10.0
K.	専門家会議	280.0	135.0	415.0
L.	BCH/CHM NP CHウェブサイトの翻訳	65.0	65.0	130.0
<b>小計 (I)</b>		<b>16,140.5</b>	<b>16,632.1</b>	<b>32,772.5</b>
II.	プログラム支援料金 (13%)	2,098.3	2,162.2	4,260.4
<b>小計 (I + II)</b>		<b>18,238.8</b>	<b>18,794.2</b>	<b>37,033.0</b>
III.	運転資金準備金	122.8		122.8
<b>合計 (II + III)</b>		<b>18,361.6</b>	<b>18,794.2</b>	<b>37,155.8</b>
統合予算の名古屋議定書の分担 (8%)		1,468.9	1,503.5	2,972.5
準備金からの運転資金の補充 (8%)		(9.8)		(9.8)
受入国からの拠出金を差し引く (8%)		(98.1)	(98.5)	(196.6)
UNEP事務局長に付与する金額を除外 (8%)		(12.0)	(19.6)	(31.6)
前年度からの準備金の使用を差し引く (8%)		(47.8)	(47.9)	(95.7)
<b>合計額 (締約国で分担する金額)</b>		<b>1,301.3</b>	<b>1,337.5</b>	<b>2,638.8</b>

1/ 中核的な予算から資金を供出する優先的な会議：

- 第 8 条(j)項及び関連条項に関する第 10 回作業部会
- 科学技術助言補助機関の第 21 回及び第 22 回会議
- 条約実施補助機関の第 2 回会議

- 同時に開催される条約の締約国会議の第 14 回会議、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締約国第 9 回会議、取得の機会及び利益の配分に関する名古屋議定書の締約国の第 3 回会議

2/ 2017 年に連続して SBSTTA-21 (3 日間) と 8(j)-10 (3 日間) を開催。2018 年に連続して SBSTTA-22 (6 日間) と SBI-2 (5 日間) を開催

3/ COP-14/COP- MOP 9 及び COP- MOP 3 の予算は 2 年間の各年度に均等に分けられる。

表 2. 取得の機会及び利益の配分に関する名古屋議定書の承認済み活動を支援する追加自主拠出金のための特別自主信託基金(BX)からの資源要件(2017～2020年)

(千米ドル)

I. 説明	2017～2020 年
<b>1. 能力育成ワークショップ</b>	
科学政策支援課	
遺伝資源の取得と利益配分および伝統的知識ユニット	
ABS情報交換センター	20.0
名古屋議定書を実施するための法的な枠組み	840.0
名古屋議定書の実施	150.0
コミュニケーターの訓練とABS意識向上ツールキットの普及	28.0
<b>2. コンサルタント</b>	
科学政策支援課	
遺伝資源の取得及び利益配分並びに伝統的知識ユニット	
生物多様性の法律に関するオンライングローバルネットワーク	40.0
名古屋議定書を実施するための法的な枠組みの設定	100.0
異なる域外収集でのABSの慣行と経験	20.0
名古屋議定書の初回評価・再検討プロセスの情報分析	20.0
遺伝資源の塩基配列情報	30.0
特別の国際ABS協定書の基準に関する調査	20.0
<b>3. スタッフの出張</b>	
科学政策支援課	
遺伝資源の取得及び利益配分に関する伝統的知識ユニット	
ABS情報交換センター	60.0
<b>4. 出版物</b>	
科学政策支援課	
遺伝資源の取得及び利益配分並びに伝統的知識ユニット	
ABS情報交換センター	20.0
コミュニケーターの訓練とABS普及啓発ツールキットの普及	2.0
<b>Sub-total I</b>	<b>1,350.0</b>
<b>II. プログラム支援費用 (13%)</b>	<b>175.5</b>
<b>合計費用 (I + II)</b>	<b>1,525.5</b>

表 3. 2 年間 (2017~2018 年) の取得の機会及び利益の配分に関する名古屋議定書の信託基金への拠出金

加盟国	UN評価スケール 2017年 (パーセン テージ)	上限 22%のスケ ール、0.01%を超える LDC支払なし (パーセ ンテージ)	2017年1月1日 の拠出金	UN評価スケール 2017年 (パーセ ンテージ)	上限 22%のスケ ール、0.01%を超 えるLDC支払なし (パーセンテー ジ)	2018年1月1日の 拠出金	拠出金合計 2017~2018年 米ドル
アルバニア	0.008	0.020	266	0.008	0.020	266	531
アンティグアバーブーダ *	0.002			0.002	0.005	66	66
アルゼンチン*	0.892			0.892	2.217	29,656	29,656
ベラルーシ	0.056	0.143	1,859	0.056	0.139	1,862	3,720
ベルギー	0.885	2.257	29,373	0.885	2.200	29,423	58,796
ベニン	0.003	0.008	100	0.003	0.007	100	199
ブータン	0.001	0.003	33	0.001	0.002	33	66
ボリビア (多民族国) *	0.012			0.012	0.030	399	399
ボツワナ	0.014	0.036	465	0.014	0.035	465	930
ブルガリア	0.045	0.115	1,494	0.045	0.112	1,496	2,990
ブルキナファソ	0.004	0.010	133	0.004	0.010	133	266
ブルンジ	0.001	0.003	33	0.001	0.002	33	66
カンボジア	0.004	0.010	133	0.004	0.010	133	266
カメルーン*	0.010			0.010	0.025	332	332
中国	7.921	20.203	262,900	7.921	19.689	263,344	526,244
コモロ	0.001	0.003	33	0.001	0.002	33	66
コンゴ	0.006	0.015	199	0.006	0.015	199	399
コートジボワール	0.009	0.023	299	0.009	0.022	299	598
クロアチア	0.099	0.253	3,286	0.099	0.246	3,291	6,577
キューバ	0.065	0.166	2,157	0.065	0.162	2,161	4,318
チェコ共和国	0.344	0.877	11,417	0.344	0.855	11,437	22,854
コンゴ民主共和国	0.008	0.010	130	0.008	0.010	134	264
デンマーク	0.584	1.490	19,383	0.584	1.452	19,416	38,799
ジブチ	0.001	0.003	33	0.001	0.002	33	66
ドミニカ共和国	0.046	0.117	1,527	0.046	0.114	1,529	3,056
エジプト	0.152	0.388	5,045	0.152	0.378	5,053	10,098
エチオピア	0.010	0.010	130	0.010	0.010	134	264
欧州連合		2.500	32,532	0.000	2.500	33,437	65,969
フィジー	0.003	0.008	100	0.003	0.007	100	199
フィンランド	0.456	1.163	15,135	0.456	1.133	15,160	30,295
フランス	4.859	12.393	161,271	4.859	12.078	161,544	322,815
ガボン	0.017	0.043	564	0.017	0.042	565	1,129
ガンビア	0.001	0.003	4630	0.001	0.002	33	66
ドイツ	6.389	16.296	212,052	6.389	15.881	212,411	424,463

加盟国	UN評価スケール 2017年（パーセンテージ）	上限 22%のスケール、0.01%を超えるLDC支払なし（パーセンテージ）	2017年1月1日の拠出金	UN評価スケール 2017年（パーセンテージ）	上限 22%のスケール、0.01%を超えるLDC支払なし（パーセンテージ）	2018年1月1日の拠出金	拠出金合計 2017～2018年 米ドル
グアテマラ	0.028	0.071	929	0.028	0.070	931	1,860
ギニア	0.002	0.005	66	0.002	0.005	66	133
ギニアビサウ	0.001	0.003	33	0.001	0.002	33	66
ガイアナ	0.002	0.005	66	0.002	0.005	66	133
ホンジュラス	0.008	0.020	266	0.008	0.020	266	531
ハンガリー	0.161	0.411	5,344	0.161	0.400	5,353	10,696
インド	0.737	1.880	24,461	0.737	1.832	24,503	48,964
インドネシア	0.504	1.285	16,728	0.504	1.253	16,756	33,484
ヨルダン	0.020	0.051	664	0.020	0.050	665	1,329
カザフスタン	0.191	0.487	6,339	0.191	0.475	6,350	12,689
ケニア	0.018	0.046	597	0.018	0.045	598	1,196
キルギスタン	0.002	0.005	66	0.002	0.005	66	133
ラオス人民民主共和国	0.003	0.008	100	0.003	0.007	100	199
レソト	0.001	0.003	33	0.001	0.002	33	66
リベリア	0.001	0.003	33	0.001	0.002	33	66
ルクセンブルク*	0.064			0.064	0.159	2,128	2,128
マダガスカル	0.003	0.008	100	0.003	0.007	100	199
マラウイ	0.002	0.005	66	0.002	0.005	66	133
マリ	0.003	0.008	100	0.003	0.007	100	199
マルタ*	0.016			0.016	0.040	532	532
マーシャル諸島	0.001	0.003	33	0.001	0.002	33	66
モーリタニア	0.002	0.005	66	0.002	0.005	66	133
モーリシャス	0.012	0.031	398	0.012	0.030	399	797
メキシコ	1.435	3.660	47,628	1.435	3.567	47,708	95,336
ミクロネシア（連邦）	0.001	0.003	33	0.001	0.002	33	66
モンゴル	0.005	0.013	166	0.005	0.012	166	332
モザンビーク	0.004	0.010	133	0.004	0.010	133	266
ミャンマー	0.010	0.010	130	0.010	0.010	134	264
ナミビア	0.010	0.026	332	0.010	0.025	332	664
オランダ	1.482	3.780	49,188	1.482	3.684	49,271	98,459
ニジェール	0.002	0.005	66	0.002	0.005	66	133
ノルウェー	0.849	2.165	28,179	0.849	2.110	28,226	56,405
パキスタン	0.093	0.237	3,087	0.093	0.231	3,092	6,179
パナマ	0.034	0.087	1,128	0.034	0.085	1,130	2,259
ペルー	0.136	0.347	4,514	0.136	0.338	4,521	9,035
フィリピン	0.165	0.421	5,476	0.165	0.410	5,486	10,962
モルドバ共和国	0.004	0.010	47,133	0.004	0.010	133	266

加盟国	UN評価スケール2017年 (パーセンテージ)	上限 22%のスケール、0.01 %を超えるLDC支払なし (パーセンテージ)	2017年1月1日の拠出金	UN評価スケール2017年 (パーセンテージ)	上限 22%のスケール、0.01 %を超えるLDC支払なし (パーセンテージ)	2018年1月1日の拠出金	拠出金合計 2017~2018年 米ドル
ルワンダ	0.002	0.005	66	0.002	0.005	66	133
サモア	0.001	0.003	33	0.001	0.002	33	66
セネガル	0.005	0.010	130	0.005	0.010	134	264
セイシェル	0.001	0.003	33	0.001	0.002	33	66
シエラレオネ*	0.001			0.001	0.002	33	33
スロバキア	0.160	0.408	5,310	0.160	0.398	5,319	10,630
南アフリカ	0.364	0.928	12,081	0.364	0.905	12,102	24,183
スペイン	2.443	6.231	81,084	2.443	6.073	81,221	162,304
スーダン	0.010	0.010	130	0.010	0.010	134	264
スワジランド	0.002	0.005	66	0.002	0.005	66	133
スウェーデン	0.956	2.438	31,730	0.956	2.376	31,783	63,513
スイス	1.140	2.908	37,837	1.140	2.834	37,901	75,738
シリア・アラブ共和国	0.024	0.061	797	0.024	0.060	798	1,594
タジキスタン	0.004	0.010	133	0.004	0.010	133	266
トーゴ	0.001	0.003	33	0.001	0.002	33	66
ウガンダ	0.009	0.010	130	0.009	0.010	134	264
アラブ首長国連邦	0.604	1.541	20,047	0.604	1.501	20,081	40,128
英国 (グレートブリテン及び北アイルランド連合王国)	4.463	11.383	148,128	4.463	11.094	148,378	296,506
ウルグアイ	0.079	0.201	2,622	0.079	0.196	2,626	5,248
バヌアツ	0.001	0.003	33	0.001	0.002	33	66
ベトナム	0.058	0.148	1,925	0.058	0.144	1,928	3,853
ザンビア	0.007	0.010	130	0.007	0.010	134	264
合計	39.255	100.000	1,301,277	39.255	100.000	1,337,495	2,638,773

\* 2017 年は比例配分して請求される。

## 2/14. 遺伝資源に関する塩基配列情報

名古屋議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は

遺伝資源に関する塩基配列情報<sup>23</sup>は分野を横断する問題であり、名古屋議定書の目標に関わる可能性がある点に注目し、

また、遺伝資源に関する塩基配列情報の利用についてバイオテクノロジーの研究開発から生ずる急速な進展に注目し、ゆえに適時、名古屋議定書の枠内でこの問題に対応する重要性を認識し、

条約及び名古屋議定書に基づいてこの問題に対する調整された重複のないアプローチの必要性を認識し、決定 XIII/16 を承認し、

1. 第3回会合で遺伝資源に関する塩基配列情報の利用が名古屋議定書の目標に与える潜在的な影響について検討することを決定する；

2. 決定 XIII/16 の第2項に基づいて提出される意見及び関連情報に名古屋議定書に関する情報を含めるよう締約国、他の政府、先住民の社会及び地域社会、関連機関、利害関係者に推奨する；

3. 決定 XIII/16 において、提出された意見と情報をまとめて統合し、アドホック技術専門家グループが検討する研究を委任するよう事務局に求めたことを認識する；

4. 決定 XIII/16 の第6項で規定されているように第13回締約国会議からの招待を歓迎する；

5. 当該項目で言及されているアドホック技術専門家グループは、決定 XIII/16 の第3項に従ってさらに作成された編集物、総合物、研究における名古屋議定書に関する情報を検討することにより、名古屋議定書にも対応することを決定する；

6. 科学技術助言補助機関で検討するために結果を提出するようアドホック技術専門家グループに要請する；

---

<sup>23</sup> 用語については研究及び専門家グループでさらなる討論が行われる。

7. 科学技術助言補助機関に対し、アドホック技術専門家グループの結果を検討した上で、遺伝資源に関する塩基配列情報の利用が名古屋議定書の目的に与える潜在的な影響についての勧告を、名古屋議定書第3回締約国会合における検討のために作成するよう要請する。